

令和4年度

第10回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和5年1月27日

石巻市農業委員会

第10回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和5年1月27日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 使用貸借の解約による通知について

報告第 3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 4号 農地の現状変更届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 5 議案第 3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 6 議案第 4号 空き家に付属した農地の指定申請について

日程第 7 議案第 5号 石巻市標準農作業料金の設定について

閉 会

出席委員（17名）

1番	近藤茂	委員	2番	山田慧子	委員
3番	安部秀逸	委員	4番	佐々木文彦	委員
5番	佐藤克美	委員	6番	高橋由佳	委員
7番	武山勝	委員	9番	伏見さと子	委員
10番	佐々木洋	委員	11番	遠藤章一	委員
12番	岡田正男	委員	13番	今野真理	委員
14番	後藤嘉伸	委員	15番	前野利春	委員
16番	今野勝夫	委員	18番	伏見晃也	委員
19番	三浦孝一	委員			

欠席委員（2名）

8番	高橋千代恵	委員	17番	日野智	委員
----	-------	----	-----	-----	----

出席農地利用最適化推進委員（20名）

20番	山田信悦	委員	21番	木村和広	委員
22番	保原政美	委員	23番	木村富雄	委員
24番	武山礼二	委員	25番	三浦和恵	委員
26番	首藤勝博	委員	27番	山口修一	委員
28番	齋藤忠直	委員	29番	佐々木勝行	委員
30番	佐藤晴夫	委員	31番	渡邊孝彦	委員
32番	高橋信一	委員	33番	石川雅洋	委員
34番	山田茂樹	委員	35番	勝又功	委員
36番	西條健一	委員	37番	榊田有司	委員
38番	西條勲	委員	39番	阿部正展	委員

事務局職員出席

渋谷幸伸	事務局 局長	高橋伸明	事務局 次長
渡辺和子	事務局 長補佐 兼農地係長	齋藤敏幸	主 幹
村上浩則	主 幹	山本万里	主任 主事
菅井泰弘	主任 主事	若井慎太郎	主 事

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和4年度第10回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、三浦会長から挨拶を申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、三浦会長、よろしくお願いいたします。

午後1時36分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事進行へのご協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は17名、推進委員は20名であります。高橋千代恵農業委員、日野智農業委員から欠席の報告がございました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号1番近藤茂委員、2番山田慧子委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言を願います。

◎報告第1号～報告第4号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告について、農家相談委員会、佐々木洋副委員長から報告をお願いします。

○佐々木洋農家相談副委員長 それでは、ご報告いたします。

令和5年1月18日に開催した農家相談委員会における新規就農に関する相談案件はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（三浦孝一会長） ただいま農家相談委員会副委員長から新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてから報告第4号 農地の現状変更届出についてまでを一括して報告をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告をお願いします。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、報告第2号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。

議案書は2ページから3ページです。今月の受理件数は4件で、解約の理由は耕作者変更のためが3件、農地法第5条による転用申請のためが1件でございます。

続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案書は4ページから16ページです。今月の受理件数は15件で、解約の理由は耕作者変更のためが3件、貸人の都合のためが5件、借人の都合のためが1件、農用地利用集積計画による売買のためが6件でございます。

続きまして、報告第4号 農地の現状変更届出についてご報告いたします。議案書は17ページです。今月の受理件数は1件で、農業機械保管場所とするものでございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第2号から報告第4号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 議案第1号 非農地証明交付申請の承認についてご説明いたします。

番号1、議案書の18ページから19ページを御覧願います。申請地は、農振農用地の区域外にある土地で、登記地目は田、現況は原野となっております。山間地を開田した土地で、通作道路がなく、長年不耕作だったため、東側の山林と一体化して原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地であります。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

1月17日の農地調査委員会において、書類審査等を行い、慎重審議をした結果、県が示す非農地判断基準及び非農地証明の範囲に合致していることから、承認相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

初めに、番号1、議案書は20ページ、位置図につきましては24ページを御覧願います。建設資材置場とするため所有権を移転するものです。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用できます。一時転用で利用していたものを恒久転用とするものです。なお、令和4年12月26日付で農業振興地域整備計画の変更がされ、農用地域の区域外となっております。

次に、番号2、議案書の20ページ、位置図は25ページです。居宅新築のため所有権を移転するものです。農地区分は、鉄道の駅からおおむね300m以内の農地であることから第3種農地に該当します。

次に、番号3、議案書の20ページ、位置図は26ページです。太陽光発電施設とするため所有権を移転するものです。農地区分は、市街地化の著しい区域内にある農地であることから第3種農地に該当します。

次に、番号4、議案書21ページ、位置図は27ページです。太陽光発電施設とするため地上権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。なお、番号3のE S—M I R A Iとは別会社であるE S E N—M I R A Iが事業者となっております。

次に、番号5、議案書は21ページ、位置図は28ページです。太陽光発電施設とするため所有権を移転するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号6、議案書は22ページ、位置図は28ページです。太陽光発電施設とするため賃借権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号7、議案書は22ページ、位置図は28ページです。太陽光発電施設とするため賃借権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号8、議案書は22ページ、位置図は29ページです。太陽光発電施設とするため賃借権を設

定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号9、議案書は23ページ、位置図は30ページです。太陽光発電施設の進入路とするため賃借権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号10、議案書は23ページ、位置図は31ページです。太陽光発電施設とするため賃借権を設定するものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、佐藤委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものとは判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案10件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案10件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は、32ページから56ページになります。事務局から議案の内容について説明願います。

○若井慎太郎主事 それでは、ご説明いたします。

別冊1、令和4年度農用地利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきますので、お手元にご用意ください。初めに、相対による利用権設定について、資料は1ページです。相対による利用権設定は15件で、計70筆、合計面積は13万1,224㎡です。

貸借期間は5年から10年で、10a当たりの賃借料は1万円から2万円です。また、米による物納は47kgから60kgとなっております。

次に、資料の2ページと3ページを御覧ください。今月の所有権移転は28件で、計108筆、合計面

積は16万7,565㎡です。10a当たりの売買単価は5万円から50万円です。また、うち1件は贈与での所有権移転となっております。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会、佐藤委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、報告いたします。

さきの農地調査委員会において集積計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、利用権設定の15件、所有権移転の28件について、承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、初めに利用権設定について審議いたします。その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、初めに利用権設定の番号8番を議題といたします。

議案書は37ページになります。議席番号■番■■■■委員は退席をお願いします。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案番号8番についてご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案番号8番については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場をお願いします。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） 議席番号■番■■■■委員に申し上げます。本案番号8番については、原案のとおり承認することに決しましたので、報告をいたします。

次に、利用権設定のうち、ただいま決しました番号8番を除いた番号1番から7番、番号9番から15番の14件について審議をいたします。議案書は、32ページから41ページとなります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案利用権設定14件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案利用権設定14件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、所有権移転について審議いたします。議案書は、42ページから56ページになります。その中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） それでは、異議なしと認め、初めに所有権移転の番号3番を議題といたします。

議案書は42ページになります。議席番号■番■■■■委員は退席をお願いします。

（■番■■■■委員 退場）

○議長（三浦孝一会長） 本案番号3番についてご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案番号3番については原案のとおり承認することに決しました。

議席番号■番■■■■委員は入場願います。

（■番■■■■委員 入場）

○議長（三浦孝一会長） 議席番号■番■■■■委員に申し上げます。本案番号3番については、原案のとおり承認することに決しましたので、報告をいたします。

次に、所有権移転のうち、ただいま決しました番号3番を除いた番号1番から2番、番号4番から28番の27件について審議をいたします。議案書は、42ページから56ページとなります。ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案所有権移転27件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案所有権移転27件に係る農用地利用集積計画について、

原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 空き家に付属した農地の指定申請についてを議題といたします。

事務局より議案の内容について説明をお願いします。

○齋藤敏幸主幹 それでは、ご説明いたします。

議案書の57ページを御覧ください。位置図は58ページとなります。本案は、令和3年7月の定例総会において審議、可決いただいた令和3年7月29日農業委員会告示第10号、石巻市空き家に付属した農地の取扱要綱に基づく最初の案件となります。

今回は、空き家の附属農地であることを指定するに当たり、同取扱要綱第4条の適用条件を満たすかどうかの審議となります。再確認の意味で第4条を簡潔に申しますと、1つ目は附属農地の全部又は一部が遊休農地であること、2つ目は附属農地の所有者が栽培や管理をする見込みがないこと、3つ目は空き家本体と農地の所有者が同一であること、最後4つ目として作業受委託を含む農地としての権利設定やほかに管理権限が設定されていないこと、併せて集団転作など地域の営農活動に加わっていないこと、以上が指定の条件となります。

それでは、番号1番、指定対象地は畑2筆、合計面積1,570㎡を空き家に付属した農地として指定するものです。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、佐々木副委員長から審査結果について報告願います。

○佐々木洋農家相談副委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農家相談委員会において、申請内容を現地及び書類審査した結果、本件は石巻市空き家に付属した農地の取扱要綱第4条各号の適用条件を満たしているため、指定は相当であると判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会副委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、指定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案、空き家に付属した農地の指定申請については指定

をすることに決しました。

◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 石巻市標準農作業料金の設定についてを議題といたします。

事務局より議案の内容について説明をお願いします。

○齋藤敏幸主幹 それでは、ご説明いたします。

議案書の59ページをお開きください。議案第5号 令和5年度適用の標準農作業料金の設定についてでございますが、議案本体は別紙1となります。内容につきましては、本日お配りしていますA3判の議案第5号参考資料にて説明させていただきますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

この資料は、左側が農家等へ配付する形を想定して今回の審議の料金表、右側に令和4年度版料金表を並べており、比較できるようにしてあります。

本市の標準農作業料金は、ここ十数年、最低賃金の見直しと消費税増税分への対応にとどまっており、横ばいが続いております。

今回改めまして、国が策定した手引において、基本的な考え方として受託者が作業に費やしたコストを確保し、担い手農家の経営安定を図ることが基本とされております。算定方法も国が一定の基準を示していることから、それに沿った形で労働費、機械償却費、燃料を含むその他物材費を基に価格を算定し、その上で委託者への配慮を含め、大きな変動を避け、令和4年度価格に対し、据置きもありますが、おおむね1%から3%程度増加した価格をもって、昨年12月19日、標準農作業料金検討協議会に諮りました。

結果、算定根拠への質疑や算定基準の表示要望など様々な意見があり、可能な範囲で対応いたしました。最終的に検討協議会から、今皆様にお示ししております議案の内容が検討結果として報告されたものでございます。

なお、作業項目としては、令和4年度料金表に「収穫一貫作業」、「基幹作業」を追加しております。「弾丸暗渠」が削除となっております。

また、従前からですが、あくまでも標準料金ですので、実際の金額は受委託者双方で協議の上決めていただくものであるため、配付に当たっては、その旨強調表示しております。個別の料金については、読み上げ説明を割愛させていただきますので、料金表をご確認願います。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局から説明がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

はい、どうぞ。

○河北3区山口修一委員 二俣地区の山口です。作業料金の賃金の説明ということで、ちょっとお伺

いしたいと思います。

国から基本的な考え方が示され、そして本石巻でもそれに沿って1から3%の変動があったようでございます。去年、今年と燃料費の高騰があったわけでございますけれども、ポイントとすれば、そこら辺が一番大きな部分なのかなと個人的には思っていますけれども、国からの基本的な考えの中で一番大きなポイントというのはどういう部分だったのか。

それと2点目は、一番下に作業料金、注意ですね、(注意)、「作業料金は区画整理済みの農地を標準としています」。この区画済みというのは、基本は幾らになっているのですか。今非常に管内の部分において、当初は1反歩、そして大きくなったのですけれども、それが2反歩、3反歩、そして桃生地区のほうはどうなのかな、3反歩区画になっているようだね。うちのほうは、区画の部分は1町歩なのです。そうした部分で、非常に幅広い区画に管内でもなっているわけですが、そうした点で基本となる区画というのは幾らなのか。

3点目は、今回メンバーが替わったわけですが、替わった中での審議というか話合いの状況の中で、今までとはどういった感じだったのか。この3点ほどをお聞きしたいと思います。

○議長(三浦孝一会長) では、よろしくをお願いします。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、私からご説明させていただきます。3点ご質問いただいた中で、まず今回ずっと据置きで来た部分を改めて国の基準に沿って算定し直したという部分で、国でどこを大事にしているのかというところのご質問だったかと思うのですが、機械の価格等をまず情報収集しまして、農機具機械の現在の情報というのをいただいた中で、償却費であったりとか、そういう現状に即した価格帯を調査した上で算定するというを示されておりますので、ガイドラインに沿って今回改めて算定し直してみました。

毎年一応算定はしているのですが、結果として据置きということにはなっていたので、今回そういった部分も含めて背景を委員さんにご説明させていただきまして、資料もお示しした中で、今回こういう価格に決定して、意見として取りまとめになったという状況でございます。国のほうで大事にしている部分というのは、そういった現状に即したもので算定した上で、担い手の負担になるようなことは避けましょうと。頼む人が支払う金額が大きいことに配慮するというのではなくて、逆に受け手に配慮したものになるようにというのが国で示している基準から読み取れる部分ではありました。

あと、区画整理済みの規模については、各項目の料金をお示しするに当たっては、そういったベースがあって、10a当たり幾らだよとかということの表現にしております。

今回検討協議会の委員構成を変えて臨んだ初めての検討協議会だったわけですが、これまでの検討協議会、私参加したことがなかったわけですが、報告を受けている状況も見ますと、農業委員さん、推進委員さんから検討協議会委員として出いただいたことによって、より具体的な協議ができたのではないかなと思っています。各項目に対する表現の仕方の疑問点であったりとか、

こう書いたほうがいいのではないのというような具体的なアドバイスをいただいて、すごく活発な意見が交わされた検討協議会になったなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 山口委員さん、いかがでしょう。

○河北3区山口修一委員 今のお答えを聞きまして、聞きながら思ったのですけれども、区画の部分、常識的に考えれば、今の時代であれば、やっぱり5反歩から1町歩ということで、みんな思っているかもしれませんけれども、まだまだ3反歩区画もあるし、あるいは基盤整備していないところだと1反歩区画もあるわけなので、もしできるのであれば、区画の部分をやっぱり5反歩から1町歩のやつが標準だよという部分をぜひ、来年度で結構でございますので、検討していただければと、このように思います。

以上です。

○議長（三浦孝一会長） ありがとうございます。では、事務局、その辺について。

○渋谷幸伸事務局長 ご指摘ありがとうございます。区画に関しては、今料金表で書いてある区画整理済みという表現は、あくまで圃場整備事業が入ったところという意味合いでございまして、かなり年数がたっている圃場においても、一度でも圃場整備が入れば区画整理済みという扱いで算定をしております。

あと、今推進委員さんおっしゃられたように、来年度以降の表示に関しましてはもう少し内容を詰めて、実際に50aを基本とするというふうな言い方ができるかどうか、その部分も含めて検討して、来年度は設定したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） 山口委員さん、よろしいですか。

○河北3区山口修一委員 はい、分かりました。よろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） ないようですので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案、石巻市標準農作業料金の設定については原案のとおり可決をいたしました。

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これもちまして令和4年度第10回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時15分 閉会